

伊勢崎市斎場個別施設計画

令和 2 年 3 月策定
(令和 7 年 3 月改訂)

目次

第1章 計画策定の目的	1
第2章 計画期間、対象施設	1
1 計画期間	1
2 対象施設	1
第3章 現状と課題	2
1 現状	2
2 課題	2
第4章 対策の優先順位の考え方	4
第5章 個別施設の状態等	4
第6章 対策内容、実施時期、費用	7
第7章 今後の対応方針	9

第1章 計画策定の目的

地方公共団体においては、過去に整備された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えるのに対し、財政状況は厳しく、人口減少と高齢化の進行も相まって、長期的な視点から財政負担の軽減や平準化、施設の適正な配置等を進めていくことが求められています。

本市においても、昭和50年代から60年代にかけて、公共施設やインフラ資産を集中的に整備してきました。しかし、これらの多くは、建築後30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、今後更新費用が増加することが予想されます。

こうしたなか、本市では「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」を平成28年8月に策定、令和4年3月に改訂しましたが、伊勢崎市が所有する施設の状況や、更新にかかる費用の推計、施設区分別の方針等を示していますが、施設毎の具体的な整備については、各個別施設計画に委ねられることになりました。

こうした経緯を受け、本計画は、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」のうちその他施設の火葬・葬儀施設（環境政策課所管施設）について、今後の具体的な対応方針をとりまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的に個別施設計画として策定したものと位置づけられています。

第2章 計画期間、対象施設

1 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和32年度までとし、以下の計画期間に区分します。

- ① 短期：令和7年度から令和11年度まで（5年間）
- ② 中期：令和12年度から令和16年度まで（5年間）
- ③ 長期：令和17年度から令和32年度まで（16年間）

2 対象施設

本計画で対象とする公共施設は、本市が所有する火葬・葬儀施設（環境政策課所管施設）であり、「いせさき聖苑」と「さかい聖苑」の2施設が対象施設です。なお、規模の小さな建物（50㎡未満のもの）を除いた建物を対象とします。

第3章 現状と課題

1 現状

本市が所有する火葬・葬儀施設は、令和4年（2022年）12月現在、いせさき聖苑（総延床面積4,050.78㎡）、さかい聖苑（総延床面積1,527.80㎡）の2施設です。

施設の配置を見ると、いせさき聖苑が市の北部（三郷地区）、さかい聖苑が市の南東部（境地区）に配置され両施設の距離は約11kmです。

いせさき聖苑は市内住民の利用が多く利用者全体の85.0%を占めています。上武国道（17号）や北関東自動車道などに隣接していることから、市外からのアクセスもよいため市外住民の利用は玉村町など15.0%を占めています。また設備内容は火葬炉6基と式場2室、集会室1室、霊安室2室、待合室6室を備えた市内最大の施設です。

さかい聖苑は市内住民の利用は利用者全体の69.0%、次いで太田市を中心に市外住民の利用が31.0%です。また設備は火葬炉2基、動物炉1基、式場1室、霊安室1室、待合室2室の小規模な施設です。

2 課題

いせさき聖苑は、昭和62年度（1987年度）に建築され、大規模改修が必要な時期の目安とされる築35年を経過しており、空調設備の改修工事や屋上の防水、雨水排水など、設備の修繕や改修を計画しながら長寿命化を進め、更新費の縮減を図る必要があります。

また、本市の年齢構成を見ると高齢化の傾向は今後20年以上継続することから聖苑の火葬件数は増加すると推察されます。このことから火葬炉修繕、各種設備機器修繕のため、施設維持経費が必要です。

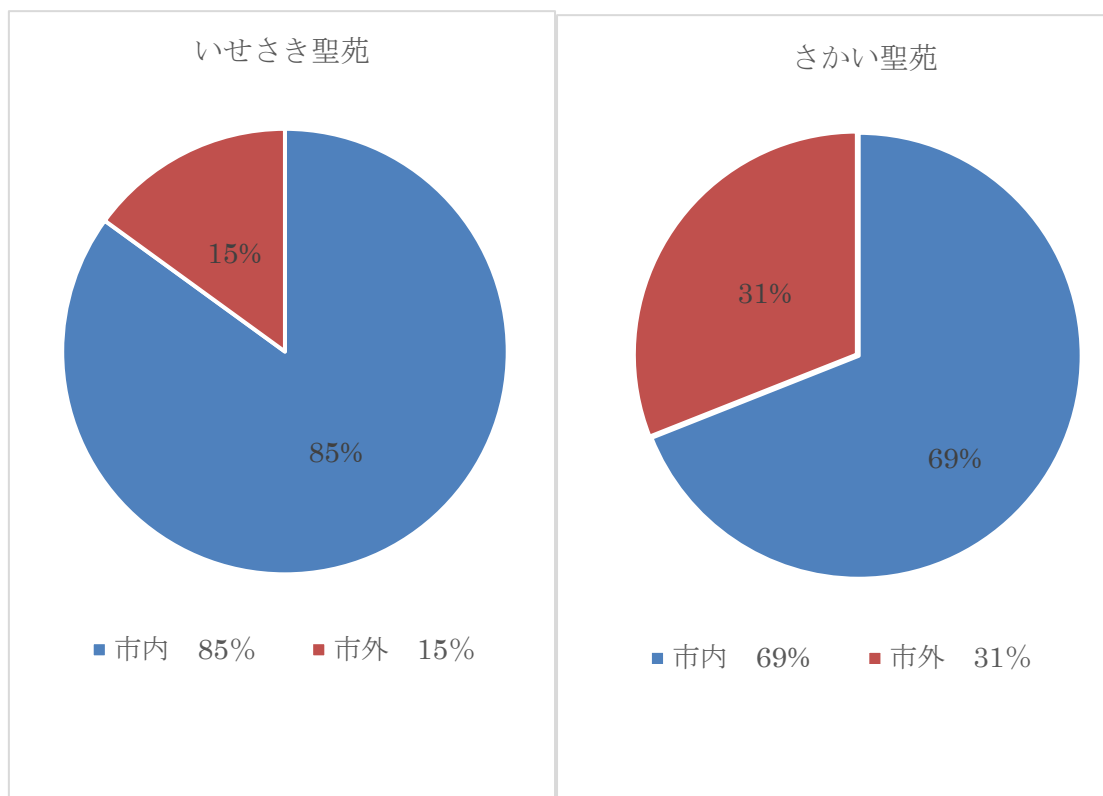
さかい聖苑は平成10年度（1998年度）に建築され、建築後の経過年数は24年であり、大規模改修の実績はありませんが火葬炉や設備機器の老朽化により随時修繕を行い、施設機能の長寿命化を進めて更新費の縮減を図る必要があります。

また、境地区の人口の年齢構成を見ると高齢化の傾向は今後20年以上継続することから火葬件数は増加すると推察されます。このことから火葬炉修繕や設備機器修繕のため、施設維持経費が必要です。

火葬・葬儀施設（環境政策課所管施設）一覧

地区	施設名	運営形態	部屋名称	延床面積 (㎡)	建築年度	経過年数
三郷	いせさき 聖苑	直営	聖苑本体 (葬祭棟、待 合棟、火葬棟 の一体建築)	4,050.78 ㎡	昭和 62 年度	35 年
境	さかい 聖苑	直営	聖苑本体 (葬祭棟、待 合棟、火葬棟 の一体建築)	1,527.80 ㎡	平成 10 年度	24 年
合計	2 施設	—	—	5,578.58 ㎡	—	—

市内住民と市外住民の利用者の割合（令和 4 年度実績）



第4章 対策の優先順位の考え方

今後の施設の対策については、棟ごとの重要性（A～C）及び老朽化度（A～C）に基づき、優先順位を決めて実施することとします。

棟ごとの重要性については、設置の目的や用途、建物の状況、利用状況、コストの状況等により判断することとします。

老朽化度は経過年数を基本としますが、劣化・損傷の程度や耐震性等についても考慮して判断することとします。

重要性

- A…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続させる必要がある建物（棟）
- B…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続に向けて検討する必要がある建物（棟）
- C…施設の機能を実質的に確保するうえで、あまり必要ではない建物（棟）

老朽化度

- A…建築後または大規模改修後、25年未満の建物
…（建築後の経過年数が法定耐用年数の半分以下の建物）
- B…建築後または大規模改修後、25年以上50年未満の建物
…（建築後の経過年数が法定耐用年数未満の建物）
- C…建築後または大規模改修後、50年以上の建物
…（建築後の経過年数が法定耐用年数以上の建物）

建物の改修や建替えの際には、まず重要性を基本とすることとし、これに老朽化度を加えて総合的に判断することで優先順位を決めていきます。

具体的には重要性がAの建物は老朽化度が高い建物から優先的に対策を講じます。また、重要性がBの建物は老朽化度を考慮のうえ他との統合や複合化を含めて対策を検討します。重要性がCの建物は基本的に取壊しを前提としたうえで、対策を検討していきます。

第5章 個別施設の状態

本章では、第3章の現状と課題を踏まえたうえで火葬・葬儀施設（環境政策課所管施設）について、施設ごとの状態を示します。

なお、表中の法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づいたものであり、利用状況及びコストは令和4年度（2022年度）の実績です。またコストとは利用者一人あたりのコストを指します。

1 いせさき聖苑

いせさき聖苑は、市民全体の利用が多く市外では前橋市、玉村町などの利用が多く、火葬炉6基、式場2室、待合室6室、集会室1室、霊安室1室を備えており、1日最大で15体の火葬と複数回の通夜・告別式が可能のため、利用率も高く重要な施設です。また、駐車場の規模は約300台（赤城見台公園100台分含む）あることも施設利用の促進になっており本市住民が最も利用する市内最大の火葬・葬儀施設です。

以上のことから重要性はAであり、老朽化度は建築後35年であるため、Bとなります。

施設名称	いせさき聖苑
設置目的・機能	伊勢崎市斎場条例に基づき、公衆衛生その他公共の福祉の向上を図る目的として設置。
運営形態	直 営
構 造	鉄筋コンクリート造
建築年度	昭和62年度(1987年度)
経過年数	35年
法定耐用年数	50年(2037年)
利用状況	128,075人(年間)
コ ス ト	450円/人
大規模改修	令和2年度～4年度空調設備等改修
劣化・損傷	設備機器・トイレ設備・建具・床等に劣化がみられる。
重要性	A
老朽化度	B

維持管理経費 3か年平均(円) (R2～R4)	204,621,130円/年
-------------------------------	----------------

利用状況(人)の内訳

大式場告別式・通夜1回あたり150人、小式場は1回あたり100人、待合室・集会室は1回あたり50人、火葬告別1回あたり20人とし合計を年間利用人数としました。

稼働日数と1人あたりのコスト

令和4年度(2022年度)の稼働日数301日(友引と1/1～1/3を除く)

令和4年度年間延べ利用人数128,075人。歳出決算額は213,895千円。

歳入額(使用料等)156,658千円。

1人あたりのコスト 447円。((歳出決算額 - 歳入額) ÷ 年間延べ利用人数)

＜平成２８年度からこれまでの取り組み＞

設備等の更新事業

実施年度	施設名称	実 施 内 容	金 額	床 面 積
R2年度 ～R5度	いせさき聖苑	空調設備等改修工事	508,343,000 円	—

※空調設備等改修工事は、工事期間が４年間に渡るため令和５年度分まで記載。

火葬施設（環境政策課所管施設）について、平成２８年度から上記のような対策事業実施してきました。その結果、施設全体の長寿命化が図られました。

２ さかい聖苑

さかい聖苑は市内の利用は境地区が最も多く、市外では太田市住民の利用が多く、火葬炉２基、動物炉１基、式場１室、待合室２室、を備えており、１日最大で６体の火葬と動物火葬４体、通夜を含め１日３回の式場利用が可能な施設です。駐車場の規模は１３６台です。動物火葬（犬・猫）の利用が多く、今後も増加が見込まれるため、重要性はＡとなります。老朽化度は建築後２４年経過のためＡとなります。

施設名称	さかい聖苑
設置目的・機能	伊勢崎市斎場条例に基づき、公衆衛生その他公共の福祉の向上を図る目的として設置。
運営形態	直 営
構 造	鉄筋コンクリート造
建築年度	平成１０年度（１９９８年度）
経過年数	２４年
法定耐用年数	５０年（２０４８年）
利用状況	５４，２８０ 人
コ ス ト	５２３円／１人
大規模改修	なし
劣化・損傷	空調設備機器・照明設備の劣化がみられる。
重要性	A
老朽化度	A

維持管理経費 ３か年平均（円） （R２～R４）	４７，６４３，８４３円 /年
-------------------------------	----------------

利用状況（人）の内訳

告別式・通夜 1 回あたり 100 人、待合室 1 回あたり 50 人、動物火葬待合は 1 回あたり 5 人、火葬告別は 1 回あたり 20 人として合計を年間利用人数としました。

稼働日数と 1 人あたりのコスト

令和 4 年度（2022 年度）の稼働日数 301 日（友引と 1/1～1/3 を除く）

令和 4 年度年間延べ利用人数 54,280 人。歳出決算額は 56,100 千円。

歳入額（使用料等）28,379 千円。

1 人あたりのコスト 511 円。
$$\left(\text{歳出決算額} - \text{歳入額} \right) \div \text{年間延べ利用人数}$$

<平成 28 年度からこれまでの取り組み>

設備等の更新事業

実施年度	施設名称	実施内容	金額	床面積
令和元年度	さかい聖苑	冷温水発生機更新工事	25,900,000 円	—
令和 2 年度		PAS（高圧気中開閉器）外更新工事	1,045,000 円	

火葬施設（環境政策課所管施設）について、平成 28 年度から上記のような対策事業を実施してきました。その結果、施設全体の長寿命化が図られました。

第 6 章 対策内容、実施時期、費用

本章では、第 4 章や第 5 章での内容を踏まえたうえで、今後の建物の対策内容や実施時期、及び対策費用について施設ごとに示します。また、対策内容については以下のとおりです。

	更新の考え方
大規模改修	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、当初水準以上に機能を向上させる建物に関する改修工事（長寿命化工事を含む）、社会的水準を満たすための改修工事及び設備機器の更新工事等の大規模改修の必要がある場合に採用します。
改修 (部分改修)	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、設備機器の部分更新など、施設機能を維持するための部分改修が必要な場合に採用します。

1 いせさき聖苑

施設 名称	建設 年度	延床 面積 ㎡	重要 性	老朽 化度	対 策 内 容			対 策 後 の 延 床 面 積 ㎡	対 策 費 用 (千円)
					令和 7 ～ 11 年度	令和 12～ 16 年度	令和 17～ 32 年度		
いせさき 聖 苑	昭和 62 年度	4,050.78	A	B	大規模改修 (トイレ設備改修) 部分改修 (高圧変電設備更新) 部分改修 (自家発電設備更新) 部分改修 (受水槽設備更新) 大規模改修 (火葬炉大型化改修) 部分改修 (式場床改修) 部分改修 (集会室改修) 部分改修 (タイル舗装更新) 部分改修 (低圧電気設備更新) 部分改修 (遠方監視装置更新)			4,050.78	443,000

※火葬炉修繕は随時実施

いせさき聖苑は建築後35年を経過していることから、令和7～11年度(2025～2029年度)の間に大規模改修としてバリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れたトイレ設備改修工事、火葬炉大型化改修を行います。また、部分改修として、高圧変電設備更新、自家発電設備更新、受水槽設備更新、式場床改修、集会室改修工事等を行います。

いせさき聖苑は運営を継続する必要があることを踏まえ、随時大規模改修や部分改修を計画し、本計画期間中の令和32年度(2050年度)まで施設機能を維持します。

なお、対策費用は、主に業者見積金額を計上しています。また、点検・診断及び修繕は、適時実施します。

2 さかい聖苑

施設 名称	建設 年度	延床 面積 ㎡	重要 性	老朽 化度	対 策 内 容			対策後の 延床面積 ㎡	対策費用 (千円)
					令和 7 ～ 11 年度	令和 12～ 16 年度	令和 17～ 32 年度		
さかい 聖 苑	平成 10 年度	1,527.80	A	A	大規模改修 (空調設備改修工事) 大規模改修 (照明改修工事)			1,527.80	34,649

※火葬炉修繕は随時実施

さかい聖苑は、建築後 24 年を経過していることから、建物の長寿命化のため、令和 7 ～ 11 年度（2025～2029 年度）空調設備改修工事及び照明改修工事を行い、本計画期間の令和 32 年度（2050 年度）まで施設機能を維持します。なお、対策費用については、業者見積金額を計上しております。また、点検・診断及び修繕は、適時実施します。

第 7 章 今後の対応方針

「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現の基本的な取り組みとして「総量の適正化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定した上で、個別具体的な取り組みを進めることとしています。

本計画では、令和 32 年度（2050 年度）までの施設整備を示していますが、これを確実に実行していくためには、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」の用途別の基本的な方針に基づき、かつ今後の本市の財政動向や社会環境の変化を見据え、次の更新費縮減の実施項目に取り組み、公共施設の安定的な管理運営を推進していくことが大切です。

- ・今後の需要見込みを踏まえ、重要性が低い建物については、統廃合に取り組み、施設の需要と立地のマッチングを図ります。
- ・大規模改修の際には機能的な耐用年数の延長を可能にする改修内容を織り込むとともに、当該施設の需要の変化に対応し、施設の陳腐化を回避します。
- ・大規模改修にあたっては新工法などの導入に積極的に取り組み、工事費の縮減を図ります。
- ・ユニバーサルデザイン 2020 行動計画に基づき、バリアフリーの推進及びユニバーサルデザインの導入や「第 3 次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の内容を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進を検討するとともに、民間活力の

活用についても検討し、効率的な施設運営や行政サービスの維持向上を図ります。

- ・脱炭素化のため、照明器具の LED 化を推進しており、今後も再生可能エネルギーの導入と併せて検討します。

本計画に基づく個々の施設の更新等に当たっては、「伊勢崎市総合計画」との整合性を確保していくとともに、本計画で定めた内容についても必要に応じて適宜見直していくこととします。

伊勢崎市斎場個別施設計画

令和2年3月策定

令和5年3月改訂

令和6年3月改訂

令和7年3月改訂

本計画策定課

環境部環境政策課 0270-27-2733(ダイヤルイン)

いせさき聖苑 0270-21-0500

さかい聖苑 0270-70-6000